

防官文（事）第2号
27.10.1
一部改正 防官文（事）第157号
30.3.30
一部改正 防官文（事）161号
令和3年6月30日
最終改正 防官文（事）221号
令和5年6月29日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省業務継続計画推進委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、市ヶ谷庁舎代替機能に係る検討チーム設置要綱について（防官文第12813号。24.9.24）は、廃止する。

添付書類：別紙

防衛省業務継続計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定）を踏まえ、防衛省業務継続計画について（防官文第7952号。20.6.30）の別添「防衛省業務継続計画（首都直下地震への対応）」に基づく首都直下地震発生時の業務継続力向上の取組を推進するため、防衛省に、防衛省業務継続計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 事務次官
- (2) 委員 大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
地方協力局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛監察監
防衛装備庁長官

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を掌理する。

(作業部会)

第4 委員会における検討に必要な調整作業を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 作業部会長 大臣官房文書課長
- (2) 作業部会員 大臣官房広報課長

大臣官房会計課長
防衛政策局防衛政策課長
整備計画局防衛計画課長
整備計画局サイバー整備課長
人事教育局人事計画・補任課長
人事教育局厚生課長
人事教育局衛生官
地方協力局総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
統合幕僚監部首席参事官
陸上幕僚監部監理部総務課長
海上幕僚監部総務部総務課長
航空幕僚監部総務部総務課長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
防衛装備庁長官官房総務官

- 3 作業部会長は、作業部会の事務を整理する。
- 4 作業部会長は、作業部会における調整作業を行うため必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(関係部局の協力)

- 第5 関係部局は、委員会又は作業部会から関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

- 第6 委員会及び作業部会に関する庶務は、大臣官房文書課において処理する。

(委任規定)

- 第7 第1から第6までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長がそれぞれ定める。